大切な財産や権利を守ります



成年後見制度とは?

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない人の「財産」や「権利」を守り、支援していく制度です。日頃の生活や将来に不安があるときには、成年後見制度を利用することを考えてみましょう。

成年後見制度には次の2つがあります。

- ●法定後見制度・・・判断能力が不十分な方が利用する制度です。申立てに基づき、家庭裁判所が本人の後見人等にもっともふさわしい方を決定します。
- *本人の判断能力の程度に応じて 補助・保佐・後見 の3つの類型に分けられます。
- ●任意後見制度・・・判断能力のある人が将来に備えて後見人を決めておく制度です。将来代理人として法律行為をしてもらう人をあらかじめ選び、公証役場で公正証書による任意後見契約を結んでおきます。



たとえばこんなときに・・・

- 最近物忘れがひどく、自分でお金の管理や医療・介護サービスを受ける手続き ができなくなってきた
- 一人暮らしの母親が、訪問販売で高価な品物を買っているようだ
- 将来認知症になったとき、財産の管理ができるか不安・・・

後見人等は本人に代わり「財産管理」や「身上監護」を行います。

●財産管理とは

本人の財産を管理する法律行為です。年金や資産、負債の有無、収入、支出を把握し、財産の現状維持や処分を行います。

たとえば・・・不動産の管理や処分、預貯金の管理、不適切な売買契約の取消しなど

●身上監護(生活・療養看護)とは

介護契約や施設入所契約など、本人の暮らしに関する法律行為です。収支のバランスを保って最善の療養看護ができるよう計画し、必要な利用契約を結びます。

たとえば・・・入院手続きや費用の支払、介護保険サービスの利用手続きなど



制度の利用についてお手伝いをします

- 制度の概要や手続き方法についてご説明します
- 手続きに必要な書類の記入なども支援します
- 身寄りがない方について、市長が制度の申立てを行うこともできます

手続きの流れ

(1)申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所(家裁)に申立てを行います。申立てができるのは、本人、 配偶者、四親等内の親族です。身寄りがない場合や家族による虐待がある場合などは、市長が申 立てを行います。

(2)審判手続き

申立ての後、家裁での調査・鑑定などを経て、審判が行われます。家裁は、後見等を開始する審判と同時に後見人等の選任を行います。後見人等には親族や専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士等)が選ばれます。

(3)後見開始

審判が確定すると、後見人等による支援が開始されます。後見人等は、家裁の監督を受け、随時報告するなどの義務があります。



市民後見人を養成しています

- 成年後見制度の利用者数の増加に伴い、成年後見人等の新たな担い手として、身近な地域で支援を行う「市民後見人」の活動が期待されています。
- 市が実施する養成研修を受講し、成年後見人等として必要な知識を得た市民 の方が、市民後見人として活動できるよう支援しています。

制度についての詳 しい内容やご利用方 法については、こちら の窓口まで☆

☆問合せ先☆

さぬき市地域包括支援センター(さぬき市長寿介護課内)

場所:さぬき市寒川町石田東甲935番地1

TEL:0879-26-9931 FAX:0879-26-9948